

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第一百号）第十八条第一項の規定により、農地中間管理機構から次のとおり農用地利用配分計画の認可の申請がありました。

なお、当該農用地利用配分計画は、奈良県農林部担い手・農地マネジメント課において平成二十九年十月二十日から同年十一月二日までの間縦覧に供します。

平成二十九年十月二十日

奈良県知事 荒井正吾

一 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		住所	賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称			
西岡 万嘉	檀原市葛本町五七三番地	檀原市大字池之内六〇〇番ほか六筆	
太田 光央	桜井市大字新屋敷一四五番地	桜井市大字東新堂五七九番一	
上野 修市	桜井市大字戒重四七七番地の一	檀原市観音寺町三四六番	

二 申請年月日

平成二十九年十月十一日